

令和6年度赤い羽根地域づくり応援助成事業実施要項

1 目的

この事業は、東郷町内で市民や団体等が主体的に行う地域福祉活動に対し、赤い羽根共同募金を財源に助成を行い、地域福祉の活性化と共同募金運動の理解を図る。

2 実施主体

この事業の実施主体は、社会福祉法人東郷町社会福祉協議会とする。

3 対象となる団体

助成金の交付対象は、本会ボランティアセンター若しくは東郷町民活動センターに登録のある団体又は東郷町若しくは本会の助成団体であって、かつ次の各号の条件を全て満たすものとし、1団体1事業とする。

- (1) 規約その他これに類するものを持ち、東郷町内において継続的にボランティア活動又は地域を限定せず、主に町民を対象とした活動を行う団体
- (2) 構成員の5名以上が東郷町民で構成されている団体
- (3) 設立後継続的に1年以上活動している団体
- (4) 町民による自主的で営利を目的としない公益的な活動であって、その活動が宗教・政治に関するものではない団体
- (5) その他本会会長が認めた団体

4 対象となる事業

助成金の交付対象とする事業は、地域福祉の視点から「誰もが安心して生活できる福祉のまちづくり」を目指す事業で、助成金の交付決定の日からその属する年度の末日までの期間において実施するもので、次の各号に掲げる要件を満たす事業とする。

- (1) 地域住民を対象として住民の福祉意識を高め、地域への貢献が認められる事業
- (2) 申請の事業計画が明確で具体性があり、企画内容が地域社会のニーズや課題を的確に捉えていること
- (3) 独創性があり、他の団体の模範と認められる事業
- (4) 助成申請額のおおむね2/3以内の必要な備品の購入事業
- (5) その他本会会長が認める事業

5 助成金の交付対象経費

助成金の交付対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、対象事業に要する経費のうち、別表1に定めるものとする。

6 助成金額等

- (1) 助成金の交付限度額は、1団体につき最高5万円とし、その助成回数は年1回とする。
- (2) 助成金の金額に千円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

7 助成対象団体の募集

助成対象団体の募集は、公募により行う。

8 審査方法

審査委員会において次の基準により審査を行う。なお、審査は説明会を経てその後最終審査において、助成対象事業及び助成額を決定する。

- (1) 地域貢献性
地域住民を対象として住民の福祉意識を高め、地域への貢献が認められる事業であること。
- (2) 明確性・具体性
事業計画が明確で具体性があり、企画内容が地域社会のニーズや課題を的確に捉えている事業であること。
- (3) 独創性
独創性があり、他の団体の模範と認められる事業であること。

9 審査員

審査員は、次の者で構成し、本会会長により審査員長を選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 本会理事及び評議員又は東郷町共同募金委員会運営委員
- (3) その他本会会長が認めた者

10 申請手続き

助成金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、「赤い羽根地域づくり応援助成事業交付申請書」に次の書類を添付して本会会長に提出する。

- (1) 事業収支予算書
- (2) 団体の概要がわかる資料・パンフレット等
- (3) 事業計画
- (4) 会則、規約
- (5) 会員名簿（住所のわかるもの）

(6) その他本会会長が必要と認める書類

11 審査結果通知並びに助成決定通知、助成金の交付

- (1) 審査結果は、審査委員会以降、文書にて通知する。
- (2) 助成金の交付は、助成金請求書を受理した後交付する。

12 事業報告

助成を受けた団体は、事業終了後1か月以内に「事業報告書」に次の書類を添付して本会会長に提出しなければならない。

- (1) 事業収支決算書
- (2) 本事業のチラシ・写真等、事業内容がわかるもの
- (3) 支出のわかる領収書のコピー
- (4) その他本会会長が必要と認める書類

13 助成金の返還

本会会長は、次の各号のいずれかに該当すると判断したときは、助成金の

金額、又は一部の返還を求めることができる。

- (1) 事業所要額が助成金交付額を下回ったとき
- (2) 事業が適正に実施されなかったとき
- (3) 本実施要綱の規定に違反したとき

14 その他

この要綱の実施に関し、必要な事項は本会会長が別に定める。

別表 1

対象経費

費 用		説 明
1	報償費	講師謝礼、調査・研究の報償費など
2	旅費	交通費、通行料など
3	印刷製本費	印刷製本費
4	役務費	郵便料、通信料、保険料など
5	使用料	会場使用料など
6	消耗品費	事務消耗品、一年以下で消耗する物品など
7	賃借料	車両・機械などの賃借料など。事務所借上げ料については、事務所などが対象事業の直接サービスの提供場所となる場合に限る。
8	備品	おおむね1年以上の使用に耐えうるもの
9	その他	上記以外の経費で、本会会長が認めるもの

対象外経費

1	会員の互助、またはそれに類する目的にかかる事業及び飲食費
2	不動産の購入や光熱費等団体の経常運営にかかる経費
3	その他、事務経費として不適当と本会会長が判断した経費

様式 1

令和 6 年度赤い羽根地域づくり応援事業交付申請書

令和 年 月 日

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会長 様

申請者	団体名称	
	代表者名	印
	住 所	
	電話番号	

関係書類を添え、下記のとおり交付申請します。

記

事業名		
事業の 概要	ねらい	
	実施時期	
	実施内容	
	期待される効果	

助成希望額	円
-------	---

様式 2

事業収支予算書

【収入の部】（申請事業分のみ）

項目	金額	説明
本助成金		
自己資金		
参加者負担金		
その他		
収入合計		

【支出の部】（申請事業分のみ）

項目	金額	説明（具体的に）
備品 （ 助成額の 2/3以内 ）		
支出合計		

団 体 概 要	設立年月日		団体構成員	名（内、町民名）
	活動目的			
	活動内容			
連 絡 先	担当者氏名			
	住 所			
	TEL		FAX	
	e-mail		HPアドレス	

*添付書類

- (1)団体の概要がわかる資料・パンフレット等
- (2)事業計画
- (3)会則、規約

(4)会員名簿（住所のわかるもの）

様式3

令和6年度赤い羽根地域づくり応援助成事業報告書

令和 年 月 日

社会福祉法人東郷町社会福祉協議会長 様

申請者 団体名称

代表者名 印

住 所

電話番号

関係書類を添え、下記のとおり報告します。

記

事業名		
事業の実績 及び効果	実施期日	
	実施場所	
	実施内容	
	成果	
	目的達成度 (自己評価)	5 ・ 4 ・ 3 ・ 2 ・ 1 (達成できた) (達成できなかった)

*添付書類

(1)本事業の写真（広報等に掲載可能なもの）

(2)支出のわかる領収書のコピー

様式 4

事業収支決算書

【収入の部】（申請事業分のみ）

項目	金額	説明
本助成金		
自己資金		
参加者負担金		
その他		
収入合計		

【支出の部】（申請事業分のみ）

項目	金額	説明（具体的に）
支出合計		

○寄附者へのありがとうメッセージ（200文字以内）

共同募金にご協力をいただいた町民への感謝とお礼を込めて、助成金が役立っていること、助成金によってできたことなどを記載してください。
